

(3) 令和5年度の実施状況（ステージ1）

- ・ペアとなった学校において、土日祝・長期休業中を中心に161ペア（322部）において、合同部活動を実施。
- ・部活動のペアリングは学校間（校長・教頭・顧問）で、実施スケジュールは学校間（顧問）で調整を行っている。
- ・生徒が専門的な指導を受けられる環境を整備するとともに、教員の指導に係る業務負担を軽減させるため、大阪モデルによるペアとして合同で実施する場合、顧問に競技経験等の専門性がない部活動を対象に部活動指導員（※）等を配置する。

（※）部活動指導員

- ・配置を希望する学校からの申請に基づき、学校や地域での指導経験がある者等を非常勤職員として配置。
- ・部活動指導員の職務は、実技指導、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率等
- ・顧問教員の付添いなく実技指導や学校外の大会等の引率等ができるため、教員の部活動指導時間の軽減につながる。

【目標と実績】

	目標	実績	
合同部活動の実施回数	65回 (休日(1日)×40週、 長期休業(5日)×5週)	1回実施	126部(39%)
		2～5回実施	104部(32%)
		6回以上	92部(29%)

(目標に達しなかった理由)

- ・制度導入初年度であり、各校で調整が難航したと分析している。

(4) 効果検証

ア アンケート調査の実施

(ア) 対象者：82校の生徒（931人）、教員（主顧問）及び部活動指導員（727人）

(イ) 主な結果

合同部活動を実施して

生徒：大変充実31%、まあまあ充実52%、あまり充実せず12%、充実せず5%（回答712人）

教員等：大変充実25%、まあまあ充実52%、あまり充実せず13%、充実せず10%（回答167人）

負担感の変化（教員等）：（回答186人）

「負担が減った」32%（月に複数回実施）、8%（月に1回以下）

合同部活動を実施しなかった理由

「あまりメリットを感じない」42%（回答479人）

その他：

「すでに他校と合同部活動を実施していたり、ペアリング校が土日に活動していないため実施できないので、柔軟にペアリングの相手校を設定してほしい。」

「育児や介護等で部活動指導に従事することが困難なので部活動指導員を配置してほしい。」

また、合同部活動が実施されなかった理由について、相手校に同じ部が無い、人数が多い部同士で組むと規模が大きくなりすぎるなどの説明があったが、ペア校の部単位での分析などは行われていない。

イ 実績報告の集計

令和5年度の部活動指導員の活用状況や教員の時間外在校等時間との関係等は、現在集計中。

(5) 令和6年度からの改善事項（運用の柔軟化と条件緩和）

- ・ペア校に部活動がない等の理由によりペア校との合同部活動実施が困難な場合、ペア校以外との合同部活動も部活動大阪モデルとして認め、部活動指導員を配置することができることとした。
- ・競技に関する専門性はあるが育児や介護等で部活動指導が困難な場合は、専門性のない顧問と同様の扱いとして部活動指導員を配置できることとした。

<p>(6) 今後の取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・好事例の共有等により、ペア数や平日の実施回数の増加につなげる。 （取組事例）府立学校の教職員や部活動指導員を対象とする研修会において、合同部活動を実施している学校による事例発表（令和6年2月8日） ・ステージ2、ステージ3への移行については、一律ではなく、移行できる学校から順次進めていく。 ・ステージ3を目指して取組を進めていく上で、大会等に合同部活動で参加するためには大会等の主催者が認める必要があることから、教育長からスポーツ庁、全国高等学校体育連盟に要望を実施（令和5年1月18日）。 		
---	--	--

措置の内容

部活動大阪モデルの効果検証として、合同部活動の実施率が低い理由を分析するため、合同部活動の実施率が低い学校に対し、あまりメリットを感じないとした理由のヒアリングを行ったところ、既にペア校以外と合同部活動を行っていることや、そもそもペア校にペアを組みたい部が存在しないこと、ペア校が再編整備の対象となっている学校であること、在校生徒の男女比に差があること、ペアに指定された学校の当該部活動の顧問との新たな関係性を築くことに時間を要することなどが理由として挙げられた。これらの課題の対応策として、令和6年度から運用の柔軟化と条件緩和を行ったことにより一定解消し、本事業での部活動指導員の配置希望申請が令和5年度と令和7年度を比較して159%（部数ベース）増加した。また、部活動指導員による指導時間のうち、単独で指導を行った時間は、令和5年度（10,663時間）と令和7年度（37,417時間）を比較して251%増加しており、本事業の目的である教員の指導に係る業務負担の軽減や専門的指導ができない教員の心理的負担の解消にも寄与している。今後も学校部活動において専門的な指導を教授できる環境を整備するとともに、教員の部活動指導時間等の軽減に資する取組を行う。

監査（検査）実施年月日（委員：令和6年8月2日、事務局：令和6年6月4日から同年7月11日まで）